

第二次北九州市高齢者支援計画（素案）

に対する意見の募集について

北九州市では、全国平均を上回る速さで高齢化が進んでいます。また、市民要望では、「高齢社会対策の推進」が13年連続で第1位となっています。こうしたことを背景に、北九州市らしい高齢社会対策の更なる推進を図るために「第二次北九州市高齢者支援計画」（素案）を作成しましたので、これに対する市民の皆さんのご意見を募集します。いただいたご意見に対して個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

意見募集要領

1 意見募集期間

平成21年1月23日（金）から2月20日（金）まで

2 「第二次北九州市高齢者支援計画」（素案）の閲覧・配布場所

- ①保健福祉局総務課（市役所本庁舎9階） ②総務市民局広聴課（市役所本庁舎1階）
③各区役所まちづくり推進課 ④各出張所 ⑤各市民センター
⑥市ホームページ

http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=22344

3 意見の提出方法

住所・氏名・年齢・性別・意見をご記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

① 電子メール

電子メールアドレス：ho-soumu@city.kitakyushu.lg.jp

② 郵送

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市保健福祉局総務課 高齢計画担当あて

③ ファクシミリ

FAX番号：093-582-2095 保健福祉局総務課 高齢計画担当あて

④ 指定場所への持参

・保健福祉局総務課 ・総務市民局広聴課 ・各区役所まちづくり推進課

⑤ 市ホームページ

4 意見提出用紙

様式は自由です（19ページの様式を参考にしてください）

5 問い合わせ先

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局総務課（高齢計画担当）

TEL：093-582-2497 FAX：093-582-2095

E mail：ho-soumu@city.kitakyushu.lg.jp

『第二次北九州市高齢者支援計画』の概要

1 計画策定の趣旨

急速に進む高齢化（13ページ「本市と全国の高齢化率の推移及び見込み」を参照）
昭和60年国勢調査を境に、全国平均を上回る速さで高齢化が進んでいます
高齢化の進展は今後も急速に進み、団塊世代が高齢期に到達する平成27年には、約3.4人に1人が高齢者になると予測されます



これまでの取組み

北九州市高齢化社会対策総合計画（平成5年度～平成17年度）
北九州市高齢化社会対策総合計画 第一次実施計画（平成6年度～平成10年度）
北九州市高齢化社会対策総合計画 第二次実施計画（平成12年度～平成16年度）
北九州市高齢化社会対策総合計画 第三次実施計画（平成15年度～平成19年度）
北九州市高齢者支援計画（平成18年度～平成20年度）



現状・課題

介護が必要な高齢者や認知症高齢者の増加
高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯の増加
高齢者の“家族や地域とのつながりの希薄化”
“介護予防”の取組みの推進



北九州市らしい高齢社会対策の更なる推進

「北九州市高齢者支援計画」の成果や課題を踏まえ、本市がこれまで取り組んできた高齢社会対策の更なる推進を図るため、「第二次北九州市高齢者支援計画」を策定します

2 計画の位置づけ

「介護保険事業計画（第4期）」及び「老人福祉計画」を包含した計画
「健康福祉北九州総合計画(保健福祉のマスタープラン)」の高齢者分野の計画
北九州市における高齢社会対策の基本方針

3 計画の期間

計画期間：平成21年度～平成23年度（3年間）

4 計画の策定経過

第二次北九州市高齢者支援計画策定委員会の開催
（平成20年6月～平成21年1月 延べ5回）
「北九州市高齢者等実態調査」の実施
「北九州市介護予防に関する実態調査」の実施
「介護サービス参入意向調査」の実施
「市民・関係団体の意見を聴く会」（計画素案作成前）の実施（平成20年8月）
「第二次北九州市高齢者支援計画」素案に関するパブリックコメントの聴取
（平成21年1月～2月）
「第二次北九州市高齢者支援計画」素案に関する「市民・関係団体向け説明会」の実施（平成21年1月～2月）

5 計画の主な内容

〔基本理念〕

高齢者がいつまでもいきいきとその人らしく、
安心して暮らしていける“まちづくり”



〔基本目標〕

① 高齢者が生涯現役で活躍できるまち

介護予防・健康づくりの総合的な推進 活動的で充実した生活の支援

② 高齢者の尊厳を大切にできるまち

認知症対策の充実・強化 虐待防止・権利擁護の推進

③ 高齢者を地域で支えるまち

高齢者の地域社会への参加支援 地域における安全・安心の確保

④ 高齢者が質の高いサービスを利用できるまち

高齢者にわかりやすい仕組みづくり 介護保険制度の円滑な実施
高齢者を支えるサービスの充実

高齢者が生涯現役で活躍できるまち

介護予防・健康づくりの総合的な推進

高齢者の主体的な介護予防・健康づくりへの取組みを促進するとともに、より効果的な介護予防事業に取り組み、介護予防が必要な高齢者を早期に把握し適切な支援を行います。また、介護予防を推進するための人材育成やボランティアの養成を図ります。

(1) 介護予防、生涯を通じた健康づくりの促進

介護予防や健康づくりの意義や重要性を正しく理解しながら、主体的に取り組むための環境づくりを行います。

【主な事業】

■ 健康マイレージ事業

日ごろの健康づくりや生活習慣改善の実践、健康教室、介護予防事業への参加など、健康づくりの取組みをポイント化し、貯まったポイントを還元することで、健康づくりや地域活動への主体的な参加を誘導します。

(2) 効果的な介護予防の取組みの推進

高齢者のその時々状態にあった介護予防事業を、市民に身近な場所で展開していきます。

≪一般高齢者施策≫

すべての高齢者を対象に、介護予防の重要性や正しい知識・生活習慣を広く普及啓発するために各種事業を実施します。

【主な事業】

■ 高齢者のための筋力向上トレーニング啓発事業

筋力向上トレーニング教室へ参加し、運動を体験することで介護予防の重要性を学びます。



≪特定高齢者施策≫

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、生活機能向上のための各種事業を実施します。

【主な事業】

■ 通所型介護予防事業

地域包括支援センターがケアプランを作成した特定高齢者が、「体力アップ教室」「お口いきいき教室」「若返り食事講座」の各教室に参加することで、生活機能の向上を図ります。

(3) 介護予防・健康づくりを支援する仕組みの充実

介護予防・健康づくりを効果的に進めていくために、住民や関係団体とのネットワークの充実を図ることで、市民の自主的な介護予防への取組み等を強化していきます。

【主な事業】

■ 高齢者支援のための地域づくり事業

市民センターなどを拠点として、保健師を中心とする地域保健関係職員が、地域住民等と連携し、地域の実情に応じた保健福祉活動を協働で行うとともに、この活動を通して地域福祉のネットワークづくりを支援します。

【関連する実態調査及び意見等】

介護予防のためには、高齢者が受身ではなく積極的に自分の問題として関わっていくよう意識改革が必要ではないか。(策定委員会意見)

活動的で充実した生活の支援

高齢者の豊かな経験や知識を活かした就業や社会貢献・地域貢献活動を支援するとともに、多様なライフスタイルにあわせたスポーツ・文化活動などの生きがいづくりを介護予防の視点も持ちながら促進します。

(1) 多様な社会貢献活動を支援する環境づくり

高齢者の知識と経験を活かしながら、地域活動をはじめとする様々な分野で社会貢献活動ができる環境づくりを進めます。

【主な事業】

■ 市民後見促進事業

第三者後見人の不足に備え、親族に後見人を期待できない一人暮らしの高齢者などが成年後見制度を利用できるように、社会貢献型「市民後見人」を養成します。また、養成した市民後見人を「(仮称)権利擁護・市民後見センター」に登録することによって法人後見を提供する仕組みを作ります。

(2) 趣味・サークル活動等の促進

高齢者の価値観が多様化する中、新たな知識・技術を習得するための生涯学習の場を提供し、高齢者の仲間づくりや地域を越えたつながりづくりを推進します。

【主な事業】

■ 年長者研修大学校及び穴生ドーム運営事業

「年長者研修大学校」を高齢者の生きがいづくりや仲間づくりの場にとどめず、地域活動や社会貢献活動を担う人材育成を行う場としても充実を図るため、これから高齢期を迎える方を対象に人材育成を行っている「生涯現役夢追塾」と一体的に運営し、生涯現役型社会の環境づくりを効果的に推進します。また、高齢者をはじめとした市民の健康づくりなどを行う北九州穴生ドームを運営します。

(3) 外出しやすい生活環境の整備

高齢者がいつまでも自らの意思で安心して社会参加できるよう、公共交通機関の確保など、高齢者の円滑な外出の支援に取り組みます。

【主な事業】

■ おでかけ交通

バス路線が廃止になった地区や高台地区において、高齢者など住民の生活交通手段の確保を目的に、地域・交通事業者・市の連携のもと、一定の条件を前提に、交通事業者がジャンボタクシー等を運行します。



【関連する実態調査及び意見等】

まちづくり・人づくりが大切である。(策定委員会意見)

地域における生涯学習活動や指導が出来る人材の発掘と育成が必要ではないか。

(市民意見)

高齢者の尊厳を大切にすまち

認知症対策の充実・強化

認知症の予防から早期発見・早期対応までの一貫した取組みを強化するとともに、認知症高齢者が住み慣れた地域で安全に生活できるような仕組みづくりを行います。また、認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症を正しく理解する人材の育成や活動の支援を行います。

(1) 予防から早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの一貫した対応の充実

認知症の予防から早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの一貫した対応の充実に取り組めます。

【主な事業】

■ 認知症対策連携強化事業

認知症疾患医療センターを有効に活用し、保健・医療・福祉等関係者と連携強化を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、急性期医療、専門医療相談、研修などを実施します。また、福祉・介護の担当者との連携を図り、地域における認知症ケア体制の強化を図ります。

(2) 認知症を正しく理解し支える人材の育成と活動支援

認知症対策に関する共通理解を得るための人材育成や活動支援に取り組めます。

【主な事業】

■ 認知症サポーターキャラバン事業

認知症を理解して、認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組めます。



(3) 認知症高齢者の安全の確保

認知症高齢者が徘徊行動により所在不明となった場合でも、本人の安全や家族などの安心を確保するため、対象者を早期に発見するための取組みを推進します。

【主な事業】

■ 徘徊高齢者等一時保護事業

身元不明の認知症高齢者を保護した際に、24時間365日利用できるベッドを福祉施設に確保するなど、徘徊認知症高齢者の保護を目的とした緊急対応システムを構築します。

【関連する実態調査及び意見等】

医師の認知症に対する理解がないと地域では住めない。かかりつけ医が初期の診察をしていただき、症状が進めば専門の医師につなげるような体制にしてもらいたい。そのためにも医師向けのキャラバンメイト事業をしてほしい。(関係団体意見)

虐待防止・権利擁護の推進

高齢化が進み、認知症高齢者が増加することに伴い、高齢者の虐待が増えていくことが予想されるため、関係機関・団体などとの連携による虐待防止・権利擁護システムの機能を強化します。また、介護疲れによる虐待を予防するため、介護者に対して精神的・身体的負担が軽減されるよう支援します。

(1) 介護する家族への支援の充実

介護する家族の負担軽減を推進することで、高齢者虐待の予防に取り組みます。

【主な事業】

■ ささえあい相談会

介護経験者などが、在宅で認知症高齢者や寝たきり高齢者などを介護している家族からの相談を受け、介護に関するアドバイスを行うことにより、家族介護者の精神的負担を軽減するとともに、介護経験者の知識・経験を活かす場をつくります。



(2) 虐待防止・権利擁護の仕組みの強化

高齢者への虐待を防止するため、早期発見から迅速かつ適切な対応、継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の仕組みを強化します。

【主な事業】

■ 高齢者等虐待防止事業

地域包括支援センターを中心とした、地域レベル・区レベル・市レベルの三層構造の虐待防止システムによって、サービスの導入や養護者（介護者）の支援、虐待予防の啓発などを行います。また、医師・弁護士・警察などからなる虐待防止ネットワークと緊密な連携を図ることによって虐待を防止します。

【関連する実態調査及び意見等】

北九州市の独自の対策として、介護者に対する支援を次期計画に盛り込んでもらいたい。（市民意見）

高齢者福祉に対する重点施策をみると、「在宅で介護する家族に対する支援の充実」が上位に挙がっている。（高齢者等実態調査）

高齢者を地域で支えるまち

高齢者の地域社会への参加支援

高齢者が地域における役割を見出し、自らも地域福祉を担う一員であるという意識の醸成を図るため、地域活動やボランティア・NPO活動などを通じた高齢者の地域社会への参加について、生きがいつくりの視点も持ちながら支援します。

(1) 積極的な地域活動の促進

意識啓発や地域交流などの場を提供するとともに、高齢者が自発的に取り組む地域活動への支援を行います。

【主な事業】

■ 老人クラブ活動の促進

老人クラブの地域社会における社会奉仕活動、創造的活動などを促進し、高齢者福祉の増進を図ります。また、地域における世代間の交流を深め、地域社会の一員として、積極的な役割を果たすことができるよう支援を行います。

単位老人クラブへの助成 市・区老人クラブ連合会への助成 高齢者の健康づくり支援事業 年長者の生きがいと創造の事業



(2) ボランティア・NPO活動の促進

ボランティア・NPOに関する情報提供や活動に携わる人材の育成、活動の支援などを行います。

【主な事業】

■ ボランティア活動推進事業

市内のボランティア活動活性化のため、「ボランティア・市民活動センター」や、市民に身近な拠点である「区ボランティアセンター」において、活動に関する情報の収集と提供、需給調整を行います。

【関連する実態調査及び意見等】

テーマを持っている人たちが集まることによって、問題をとらえていく仕組み作りをしていく必要がある。(策定委員会意見)

老人会会員の健康で元気な人々の支援と活用方法の検討。(市民意見)

ボランティアの仕組みをもっと拡充してほしい。(市民意見)

地域における安全・安心の確保

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心な生活を継続できるよう、関係団体・機関とも連携しながら地域における高齢者の居場所づくりなど見守り・支援の仕組みの充実を図ります。

(1) 見守りネットワークの充実

地域にある様々な仕組みを結びつけ、それらがより有効に機能するよう、見守りネットワークの充実に取り組みます。

【主な事業】

■ いのちをつなぐネットワーク事業

市民が家族や地域から孤立し、様々な制度やサービスを受けられないまま死に至ることがないよう、既存の地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、地域福祉ネットワークの充実を図ります。



(2) 防災・防犯対策の推進

高齢者の日常生活上の不安を取り除くための防災・防犯対策を推進します。

【主な事業】

■ 災害時要援護者避難支援制度

風水害などの災害時に自力で迅速に避難することが困難な在宅の高齢者や障害のある人などを「災害時要援護者」として登録し、地域の「支援者」による情報の伝達、避難行動の支援及び安否確認などの見守り・支え合いの体制づくりを、市民防災会や福祉関係者を中心とした地域コミュニティと行政の協働で推進します。

【関連する実態調査及び意見等】

支援を必要とする対象者に関する情報の伝達と個人情報漏洩対策の確立が必要。
(市民意見)

孤立の防止策として必要なことをみると、「地域の民生委員や福祉協力員などによる見守り・支援体制を強化する」が最も多くなっている。(高齢者等実態調査)

高齢者が質の高いサービスを利用できるまち

高齢者にわかりやすい仕組みづくり

高齢者に関する様々な相談や、状態にあった適切なサービスを提供するため、地域包括支援センターを中心とした高齢者にわかりやすい相談・支援体制の充実を図ります。また、高齢者向けのサービスをわかりやすくまとめて情報提供します。

(1) 地域包括支援センターを中心とした相談・支援体制の充実

権利擁護・虐待、認知症対策、介護予防などの課題に責任と権限を持って対応するとともに、地域ネットワーク、見守り・相談体制の更なる充実・強化を図っていきます。

【主な事業】

■ 地域包括支援センター運営事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげるなどの支援を行います。



(2) 質の高いサービスを適切に選択・利用できる環境の整備

適切なサービスを選択・利用できるよう、標準契約書の作成や、サービスを提供する事業者に関する情報等について、積極的な情報提供に取り組みます。

【主な事業】

■ 介護サービス利用標準契約書の普及

安心して介護保険サービス利用に係る契約を締結できるよう、利用者と事業者双方の権利義務関係を明確にするとともに、双方を保護する観点から、市と福岡県弁護士会北九州部会との共同で標準的な契約書を作成しており、更なる普及を推進します。

【関連する実態調査及び意見等】

相談場所や業務スペースを確保する必要のある地域包括支援センターがある。

(市民意見)

地域包括支援センターを知らない人が多い。市民、高齢者が分かりやすいように工夫をしてもらいたい。(市民意見)

地域包括支援センターの重点施策についてみると、「介護問題に関する相談体制の強化」、「センターの機能や役割についてのより一層の周知」、「設置場所が分かりやすいような案内表示や看板等の整備」となっている。(高齢者等実態調査)

介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度が老後の安心を支える仕組みとして、市民にとって利用しやすく、また、保険財政が安定的に運営されるよう適正な要介護認定や保険給付の提供に取り組みます。また、質の高い介護サービスを提供するため、人材の確保や育成に向けた取り組みを推進します。

(1) 介護保険制度の適正な運営

介護保険制度の適切な運営に向け、公平・公正な要介護認定を行うとともに、適正な保険給付を行うための取り組みを推進します。

【主な事業】

■ 要介護認定の適正化

要介護認定の迅速化・平準化を図るため、介護認定審査会平準化委員会を設置し、介護認定審査会の効率的な運営を行うとともに、審査判定に関わる審査会委員や訪問調査員及びかかりつけ医への研修などを実施します。

(2) 介護サービスの質の向上と人材育成の推進

質の高いサービスを提供する人材の確保・育成に取り組むとともに、介護保険制度の円滑な実施・運営に向けた仕組みづくりを関係団体との協働により推進していきます。

【主な事業】

■ 潜在的有資格者への就労支援

介護福祉士やヘルパーなどの資格を有しながら、介護職に就労していない潜在的有資格者を対象に、再就職を支援する研修を実施し、修了後は福祉人材バンクに登録して就職を支援します。

【関連する実態調査及び意見等】

介護従事者の人材確保が非常に難しい状況になっており、将来を見通し考えておかなければならない。(策定委員会意見)

介護施設によってはサービスの質に大きな差がある。(策定委員会意見)

高齢者を支えるサービスの充実

高齢者の増加に伴い、介護・福祉のサービス基盤の適切な整備を図るとともに、高齢者が望む暮らしを実現するため、高齢者福祉施設を含めた多様な住まいの普及・確保に取り組みます。また、保健・医療・福祉の連携を強化し、医療や介護の切れ目のないサービスを提供する体制づくりを推進します。

(1) 在宅生活を支援するサービスの充実

高齢者の自立支援と尊厳を基本に、できる限り住み慣れた地域で安心した生活できるよう、介護保険サービスや地域支援事業、それ以外の在宅福祉サービスなどを充実します。

【主な事業】

■ 介護保険サービスの提供

高齢者が住みなれた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、訪問介護・通所介護などの介護保険サービスの提供を行います。

■ 訪問給食サービス

栄養管理・改善が必要な一人暮らしの高齢者に、栄養のバランスのとれた食事を届け、栄養改善を図り、在宅生活を支援するとともに、利用者の安否を確認し、健康状態に異変があった場合には、関係機関などへの連絡を行います。

(2) 高齢者福祉施設の整備と多様な住まいの普及・確保

高齢者の福祉施設の計画的な整備や、高齢者に配慮した住宅の普及の促進及び、住宅のバリアフリー化や住み替えなどの支援に取り組みます。

【主な事業】

■ 特別養護老人ホーム等の整備

在宅での介護が困難となった寝たきりなどの高齢者が入所する特別養護老人ホームと認知症の増加に伴い需要が見込まれるグループホームの建設を促進します。

(3) 保健・医療・福祉の連携強化

保健・医療・福祉の関係機関との協力・連携体制の強化に取り組みます。

【主な事業】

■ かかりつけ医の市民への定着促進

高齢者の健康維持や疾病予防などに貢献し、日常的な診察から入・退院、リハビリテーション、介護サービスに至るまで、継続的な医療の提供に大きく力を発揮するかかりつけ医の市民への定着促進を図ります。

■ かかりつけ薬剤師等啓発事業

かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、後発医薬品などについて市民に周知を図ります。

【関連する実態調査及び意見等】

なかなか施設に入所出来ないの、施設整備に前向きに取り組んで欲しい。(市民意見)

高齢者福祉に対する重点施策をみると、「在宅介護のための、自宅を訪問するサービスの充実(訪問介護、訪問看護など)」が1位に挙がっている。(高齢者等実態調査)

介護保険事業計画の概要

1 65歳以上の被保険者（第1号被保険者）の状況及び見込み

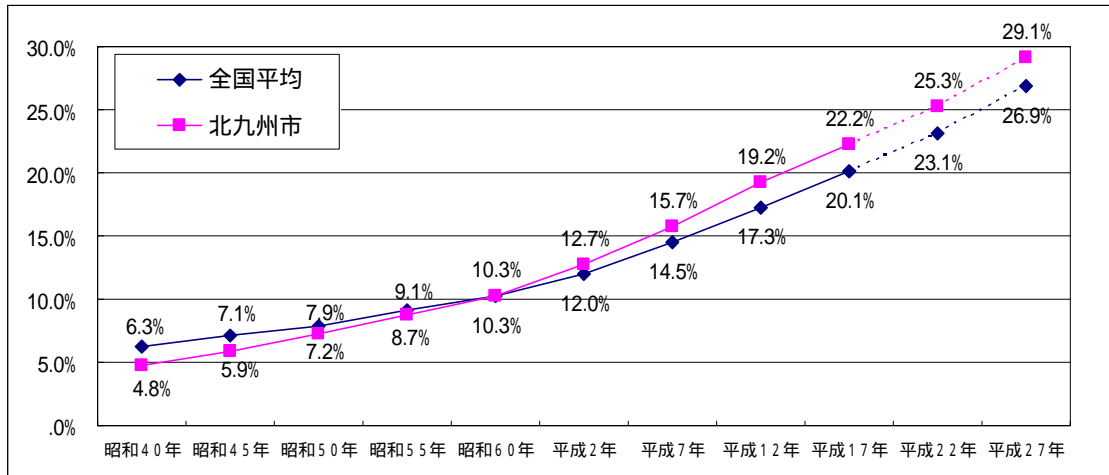
本市の高齢化率は全国を上回って推移しており、政令指定都市の中で最も高い高齢化率となっています。65歳以上の被保険者（第1号被保険者）は今後も増加を続け、平成23年度には約25万人となる見込みで、4人に1人が高齢者となる見込みです。75歳以上の高齢者は、平成23年度には約12万人になると見込まれます。

【第1号被保険者見込み】 (単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
第1号被保険者	226,081	232,015	235,681	239,561	244,161	249,359	264,951
65歳～74歳	123,163	124,371	124,832	123,667	124,281	127,002	135,161
75歳以上	102,918	107,644	110,849	115,894	119,880	122,357	129,790

平成18、19年度は平均値、平成20年度は7月値、平成21年度以降は推計値。

【本市と全国の高齢化率の推移及び見込み】



平成17年までは「国勢調査」、平成22、27年は、北九州市保健福祉局による独自推計

2 要介護認定者及びサービス利用者の見込み

高齢者の増加に伴い、要介護認定者（要支援含む）は今後も増加することが予想され、平成23年度には約5万人になる見込みです。

(単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
要介護認定者	47,748	46,715	47,448	47,902	48,735	50,146	54,378

平成18、19年度は平均値、平成20年度は7月値、平成21年度以降は推計値。

今後も要介護認定者の増加に伴い、介護保険サービスの利用者は年々増加し、平成23年度には4万人を超える見込みです。

(単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス利用者	35,516	35,342	36,193	37,395	38,559	40,059

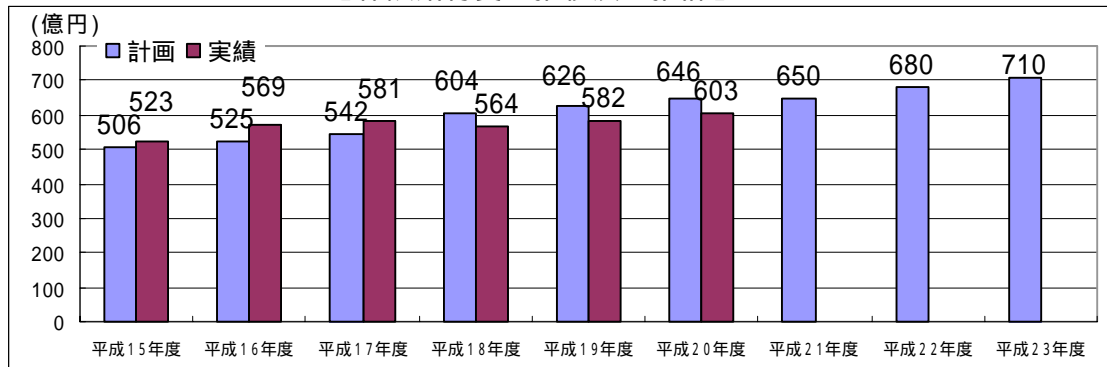
平成18、19年度は平均値、平成20年度は7月値、平成21年度以降は推計値。

3 保険給付費の状況及び推計

平成 15～17 年度（第 2 期）の保険給付費は、サービス利用者が大幅に増加したことから計画を上回りました。平成 18～20 年度（第 3 期）の保険給付費は、サービス利用者が減少したことから計画を下回る見込みです。

現在、サービス利用者は増加傾向であり、サービスの利用見込み等をもとにした平成 21～23 年度（第 4 期）の保険給付費は、介護報酬改定（プラス 3 %）を反映すると、2,040 億円程度となる見込みです。

【保険給付費の推移及び推計】



平成 20 年度実績は見込み

4 高齢者施設等の整備計画

第 4 期の施設整備については、第 3 期計画に引き続き平成 26 年度を見通しながら整備目標を設定しました。

整備目標を着実に実現するための方策を視野に入れて計画を策定するとともに、サービスの質の確保のための方策にも取り組みます。

第 4 期の整備については、利用者が多く、また、市民要望の高い介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を行います。

【施設・介護専用居住系サービスの整備目標（必要利用定員）】 (単位：人)

	平成 20 年度末 見込み	⇒	平成 23 年度	増加量
	特別養護老人ホーム		3,290	3,840
地域密着型特別養護老人ホーム	165		232	67
認知症高齢者グループホーム	1,478		1,756	278

5 地域支援事業の実施

地域支援事業は、介護保険制度に平成 18 年度から創設され、保険給付以外に様々な事業を実施しています。

地域支援事業では、要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供します。

(1) 介護予防事業

特定高齢者の効果的な把握を行い、介護予防事業等への参加者を増加させるため、把握方法や事業参加への働きかけの方法を見直して実施します。

介護予防の重要性を啓発活動・健康教室などにより、広く普及させるとともに、高齢者の積極的な介護予防への取り組みを支援する仕組みを構築します。

(2) 包括的支援事業

高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターを運営するとともに、高齢者あんしん法律相談など高齢者に関する各種相談の利用促進を図ります。

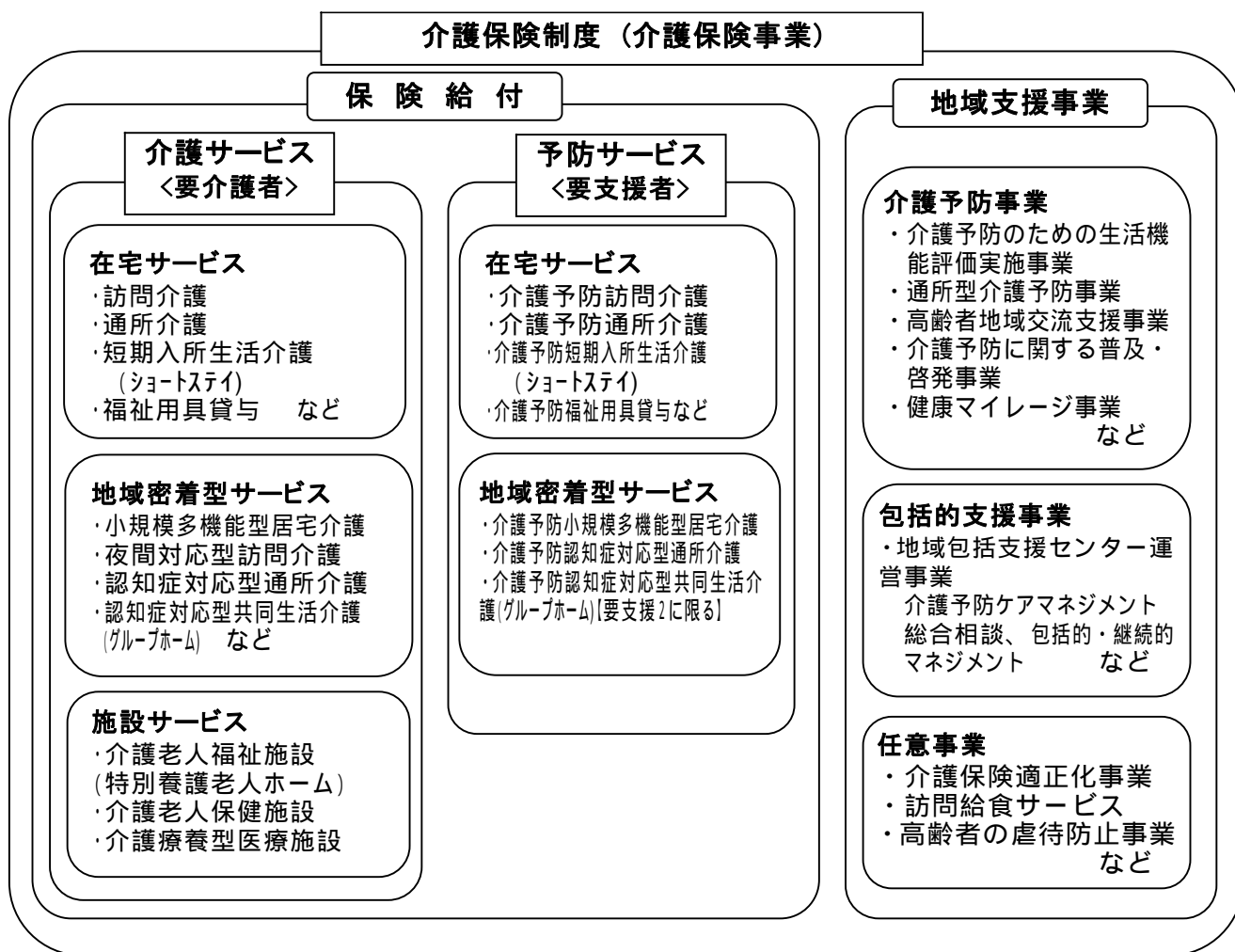
虐待の予防や早期発見に取組み、必要に応じて家族への支援や見守りなどを含め、高齢者がその人らしく安心して住みなれた地域で暮らせるよう支援します。

(3) 任意事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域のニーズ等を踏まえながら、訪問給食などの在宅福祉サービスを引続き充実させます。

認知症対策については、啓発事業や家族支援に取り組むとともに、軽度認知障害や徘徊高齢者一時保護など、新たな課題・ニーズにも積極的に対応します。

【介護保険制度で提供されるサービス・事業】

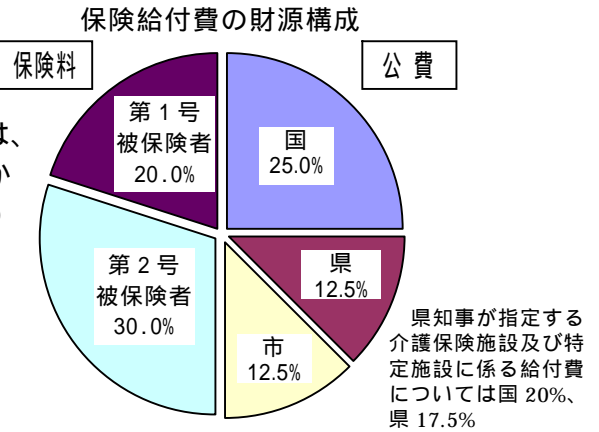


介護保険のサービス費用と保険料

1 介護保険サービスにかかる費用のしくみ

介護保険サービスに係る費用（保険給付費）は、利用者の1割負担を除いて、残りの9割が保険から給付され、その財源は、保険料と公費（税金）で賄われています。

このうち第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料で負担する割合は、平成21年度から人口比により20%（現行19%）となります。

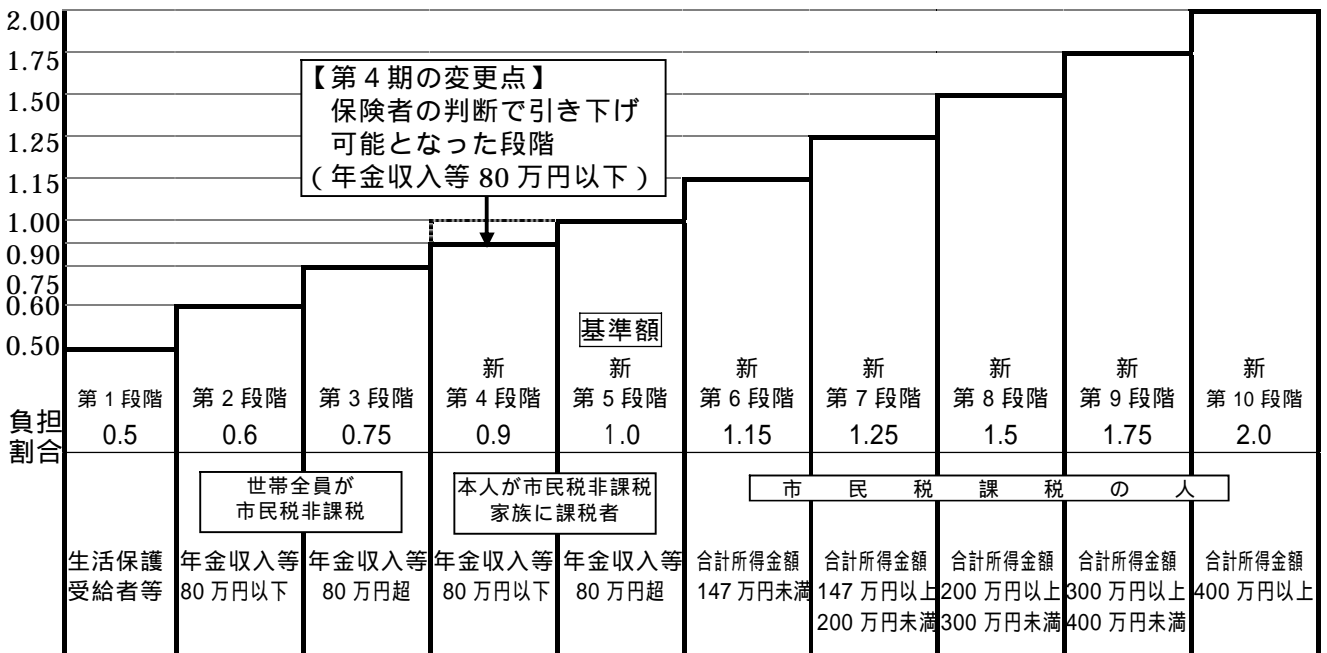


2 第1号被保険者の保険料段階設定（平成21～23年度）

本市では、第3期介護保険料の設定にあたり、税制改正の影響を含め、被保険者の収入等の負担能力に応じたものとなるよう、保険料段階及び保険料率をきめ細かく設定しました。

第4期保険料設定は、これまでの段階設定を基本として、税制改正に伴う激変緩和の終了などに配慮し、現行の第4段階（本人は市民税非課税、家族に市民税課税者がいる場合）のうち、公的年金収入等が80万円以下の人を新たに第4段階として、全部で10段階とする予定です。

【保険料段階設定のイメージ（平成21～23年度）】



< 第3期保険料段階 >

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
------	------	------	------	------	------	------	------	------

3 第1号被保険者の保険料の見込み

第1号被保険者の介護保険料は、在宅や施設における介護サービスの利用量等に基づいて算定される保険給付費・地域支援事業費を基に決定されます。

このため、介護保険サービスの利用が増えれば、保険料も増えることとなります。

(1)第4期事業計画における保険給付費・地域支援事業費の見込み

介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度からの介護報酬が増額改定(プラス3%)されることとなりました。国において、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、その上昇分の半分程度を国が負担する特別対策の実施が検討されています。

介護報酬改定等を踏まえた、平成21~23年度の保険給付費・地域支援事業費は2,100億円程度となる見込みです。

(2)介護給付準備基金(第3期保険料剰余)の取り扱い

本市では、第3期にサービス利用が計画を下回ったことから、第1号被保険者の保険料剰余を積み立てる介護給付準備基金は、平成20年度末には35億円程度となると見込まれます。

高齢化の進展に伴い、今後も介護保険のサービス利用者は増加が見込まれ、費用も増大することが予測されます。このため、仮に、第4期に基金を全額取り崩し保険料を引き下げた場合、次の第5期保険料が大きく上昇することになります。

そこで、基金の2分の1程度を取り崩して第4期保険料の引き下げに使い、残りは第4期の保険料が不足した場合の財源や、第5期の保険料増の緩和のための財源に充当したいと考えています。

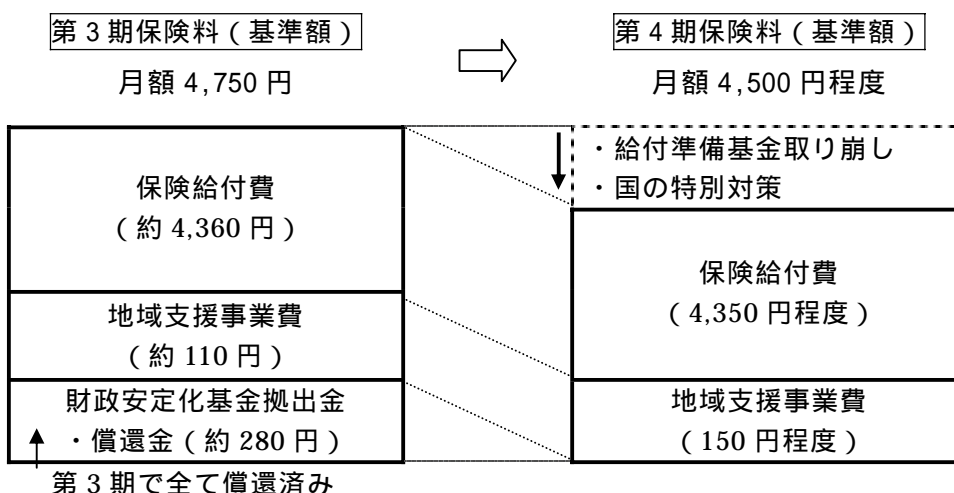
(3)第1号被保険者の保険料試算

【第1号被保険者保険料(基準額:月額)の算定方法】

$$\frac{(3年間の保険給付費・地域支援事業費の見込み) \times 20\%}{\text{保険料の負担割合で補正した3年間の被保険者数}} \div 12 \text{ 月}$$

平成21~23年度の保険給付費等の見込みを基に、第1号被保険者保険料(基準額)を試算すると、月額4,500円程度になる見込みです。(現行 月額4,750円)

(保険料の見込みは、現時点の一定の条件をもとに試算したものであり、介護報酬改定に伴う国の特別対策の内容など今後の国の動向等により変更する場合があります。)



本市では第2期に計画を上回るサービス利用があったため、保険料の不足分を福岡県財政安定化基金から借り入れ、第3期において償還していましたが、その償還が終わり、また新たな借り入れがないことから、第4期はその返還に要する費用は生じないこととなります。

4 本市独自の保険料の負担軽減制度

本市では低所得者対策として、非課税世帯のうち生活が著しく困難で、介護保険料の支払いが難しく一定の要件に該当する場合、申請により保険料を減額する制度を市独自に実施しています。

(1) 第3期の実施内容について

主な要件

保険料段階が第2段階、第3段階の人で、以下の全ての要件に該当する人が対象。

収入	前年の世帯全員の収入が収入基準額以下であること。 一人世帯の場合 96万円 + 家賃負担額（家賃限度額 37.8万円）
資産	居宅用以外の土地及び家屋を世帯全員が所有していないこと。 世帯全員の預貯金等が、収入基準額の2分の1以下であること。 一人世帯で家賃なしの場合 48万円
扶養	他の世帯の人から扶養されていないこと。

軽減内容

第2段階（月額2,850円）、第3段階（月額3,570円）の保険料を、第1段階相当額（約2,380円）まで軽減します。

(2) 第4期における市独自の保険料の負担軽減について

第4期においても引き続き実施するとともに、実施する場合の要件について、高齢者の生活実態等を勘案し、資産要件を下記のとおり変更することを検討しています。

< 資産要件の変更案について >

現在の要件	変更案
世帯全員の預貯金等が、 収入基準額の2分の1以下であること。 一人世帯で家賃なしの場合 48万円	世帯全員の預貯金等が、 200万円以下であること。 家賃負担の有無に関係なし

第二次北九州市高齢者支援計画（素案）への意見提出用紙

この様式は「参考」ですが、このまま使っていただいても構いません。（用紙が不足する場合、様式は問いませんので、ご自分でご用意ください。）

いただいたご意見は、住所、氏名を除き公表することがあります。

いただいたご意見に対して個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

ご意見

住所（所在地）

氏名（団体・法人名）

年齢（どれかひとつに ）

10代・20代・30代・40代・50代・60代・
70代・80代以上

性別（どちらかに ）

男 ・ 女